

鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会報告書

平成20年8月21日

鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり、鳥取県立人権ひろば21の指定管理候補者を、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の基準に基づいて審査した。

1 指定管理候補者

法人名：社団法人鳥取県人権文化センター
代表者：会長 内海 敏
所在地：鳥取市扇町21番地

2 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

3 委託料の額

53,875,000円 (1)(債務負担行為額 53,875,000円)
〔参考〕単年度委託料の額((1)÷5年)10,775,000円

4 審査結果

上記団体は、指定管理候補者として、適当であると認める。

5 審査の経緯

社団法人鳥取県人権文化センターから事業計画書等について説明を受け、質疑応答後、あらかじめ定めた審査項目ごとに、基準を満たしているか審議した。

(1) 審査委員

| 氏名 | 所属等 |
|-------------|---------------------------|
| 國歳 眞臣(委員長) | 鳥取大学名誉教授 |
| 相見 槻子(副委員長) | 鳥取県生涯学習審議会元委員 |
| 松井 満洲男 | 鳥取県同和对策協議会会長、鳥取市同和教育協議会会長 |
| 山根 里美 | 税理士 |
| 橋本 修 | 鳥取県総務部人権局長 |

(2) 開催経緯

第1回審査委員会

平成20年6月19日(木)

・指定管理者制度及び鳥取県立人権ひろば21の概要説明、審査項目等の審議

第2回審査委員会

平成20年8月18日(月)

・面接審査後、審査基準に照らした審議

(3) 審査基準

| | 審査基準 | 審査項目 |
|---|--|--|
| 1 | 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。(指定手続条例第5条第1号) | 1 管理運営の基本的な考え方の適合性 (1) 施設の設置目的の理解 (2) 管理運営の方針 |
| 2 | 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。(指定手続条例第5条第2号) | 1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (事業の運営方針、サービス向上策、利用促進策等) 2 管理の基準 (1) 開館時間、休館日 (2) 個人情報保護、情報の公開 |

| | | |
|---|---|--|
| | | 3 施設設備の維持・衛生管理の水準 4 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 5 利用者等の要望の把握 |
| 3 | 管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号) | 1 収支計画の妥当性 2 経費の節減への取り組み (外部委託の選定・契約方法等) |
| 4 | 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。(指定手続条例第5条第3号) | 1 組織及び職員の配置等 2 法人の財政基盤、経営基盤 3 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 4 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 5 法人等の社会的責任の遂行状況 (1) 障害者雇用 (2) 男女共同参画推進企業の認定 (3) ISO・TEASの認証等 |

(4) 審査結果

| 審査基準 | 適否 | 審査意見概要 |
|------|----|---|
| 1 | 適 | 県民の人権意識の向上に資するという方針が明確に示されている。遠隔地在住者も考慮した一層のサービス提供、児童生徒の一層の利用促進に努めてほしい。 |
| 2 | 適 | 開館時間・休館日等の管理基準は適切である。 委託料の制限があるが、次の点により一層努めてほしい。 ・極めて重要なライブラリー図書等の選定について、人権相談や現代の人権課題に対応するとともに、分野の偏りがないように行うこと。 ・県民への周知、土日の職員体制、利用者のニーズ把握、設備改善 |
| 3 | 適 | 限られた予算内で可能な限りの経営努力を行うこととされている。 |
| 4 | 適 | 法人の目的が「人権文化の社会の創造を図る」ということから、今後は障害者の雇用も検討してほしい。 |
| 総合評価 | 適 | 人権ひろば21の指定管理者の候補者として適当であると認める。 |

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) サービスの提供内容

ライブラリー運営方針

購入する図書・ビデオの購入は年間70万円程度とし、以下とおりに優先的に選定

- ・利用者の要望のあったもので、人権啓発に適すると認められるもの
- ・利用度の高いDVD・ビデオ
- ・他類似施設に配置がされていないと思われるもの
- ・企業、公民館、PTA等の研修に活用されるもの

貸出業務は以下のとおり実施

- ・貸出期間は2週間以内、貸出は図書4冊以下、ビデオ・DVD2本以下。
- ・遠隔地在住者の利用便宜を図るため、市町村立図書館窓口での貸出及び宅配による貸出を行う。

交流スペースの活用方針

小イベントとして、人権に関する啓発展示やミニ学習会等を年間6回程度実施。

(2) 利用促進のための取組み

来館者に対するアンケートなどにより利用者の意見を運営に反映させるとともに、(社)鳥取県人権文化センターの講座等様々な機会を捉え広く県民に向けて施設の広報に努める。

市町村立図書館経由貸出の周知を行うとともに、宅配費用の半額を負担することにより、

遠隔地在住者の利用促進を図る。

(3) 開館時間・休館日

開館時間

午前9時から午後5時

事前に小イベントの実施等利用の申し込みがあった場合で、館長が適当と認めたときは、開館時間外であっても利用を認める。

休館日

「国民の祝日に関する法律」に定める休日及び年末年始（12月29日から12月31日まで及び1月2日並びに1月3日）

その他、蔵書点検や修繕等、館長が管理運営上必要であると判断した場合は、別に臨時休館日を設定。

(4) 経費削減のための取組み

冷暖房の抑制・方法見直し等による電気料金の削減

ごみリサイクル促進による廃棄物処理費の削減

パネル展示の案内看板及びキャプション等の自己作成などによる外注経費の削減